

特例の見直しに伴う電話診療（処方）終了のご案内

厚生労働省保健局医療課から、「電話や情報通信機器を用いた診療等に係る特例」については令和5年7月31日をもって終了するという事務連絡が発出されました。

これにより、電話診療（処方）に伴う診察料、処方箋料、薬剤料が令和5年8月1日以降は保険請求できなくなりますので、当院での電話診療（処方）対応は令和5年7月31日をもって終了いたします。

令和5年8月1日以降は電話による診察やお薬の処方はできなくなります。

お薬の処方には、必ず対面での診察が必要となります。

① 次回電話診療予約を7月31日までにされている方については、電話診療の際に次回の来院による予約をご依頼いただきますようお願い申し上げます。

② 次回電話診療予約を8月1日以降でご予約されている方は、お手数ですが患者さんご自身で次回の来院による診察予約を改めてご依頼いただきますようお願い申し上げます。

